

今月の内容

- ◆令和4年1月1日より
「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が始まります
- ◆令和4年1月1日より
傷病手当金の支給期間が通算化されます

令和4年1月1日より

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が始まります

○雇用保険マルチジョブホルター制度とは

- ・雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して一定の要件を満たす場合に、雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- ・マルチ高年齢被保険者が失業した場合、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金（一時金）を受給することができます。

○雇用保険の被保険者

現行

「主たる事業所の週所定労働時間が20時間以上」かつ「31日以上雇用見込み」等の要件を満たす方



追加（R4.1.1～）

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者（マルチ高年齢被保険者）

○雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者（マルチ高年齢被保険者）

マルチ高年齢被保険者となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 複数の事業所に雇用される **65 歳以上** の労働者であること
- ② 2 つの事業所（1 つの事業所における週所定労働時間が 5 時間以上）の労働時間を合計して週所定労働時間が **20 時間以上** であること
- ③ 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが **31 日以上** であること

（例）



A 社	15 時間/週
B 社	8 時間/週
C 社	6 時間/週

うち 2 つの 事業所	週所定労働時間の合計が 20 時間以上 かつ それぞれの事業所で 31 日以上雇用 見込みあり
-------------------	--

○手続きの流れ

- ・雇用保険マルチジョブホルダー制度においては、マルチ高年齢被保険者となることを希望する **本人が手続き** を行います。
- ・事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、**手続きに必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人がハローワークに申出を行います。

令和 4 年 1 月 1 日より

傷病手当金の支給期間が通算化されます

○傷病手当金とは

傷病手当金は、健康保険に加入している方が以下の要件を全て満たす場合に支給される、健康保険の給付金です。

【傷病手当金の支給要件】

- ① 職務外の病気やケガで療養中であること
- ② 療養のため労務不能であること
- ③ 給与が支払われていないこと ※傷病手当金より低額の給与が支払われた場合は、その差額が支給されます。
- ④ 連続する3日を含み4日以上休業したとき ※最初の連続3日間は待期間。



○傷病手当金の支給期間通算化

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、傷病手当金の支給期間が以下のように改正されます。

改正前

支給が開始された日から 1 年 6 か月（その間に出勤期間がある場合は、出勤期間を含めて 1 年 6 か月）まで支給されます。

1 年 6 か月							
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給	不支給

改正後

令和 4 年 1 月 1 日以降は、支給期間を **通算して 1 年 6 か月間** 支給されるようになります。

1 年 6 か月							
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給

通算して 1 年 6 か月まで支給

○改正前より傷病手当金を受けている方は…

令和 3 年 12 月 31 日において、傷病手当金の支給開始日から 1 年 6 か月経過していない方については、令和 4 年 1 月 1 日より通算化が適用されます。

つまり、令和 2 年 7 月 2 日以降に傷病手当金を受給開始した方が、通算化の対象となります。

